

蒲生小学校いじめ防止基本方針

H. 30. 3 月

始良市いじめ防止基本方針
を受けて一部改正

学校教育目標

夢と誇りをもち 心豊かに たくましく生きる 蒲生の子を育てる

【関係機関との連携】

(市教育委員会・警察・医療機関・児童相談所・市役所・SSW・SC等) スクリーニング会議

【いじめ対策委員会】 (年間計画の作成・実行・検証・修正の中核)

- ・ 目的・役割
いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員や専門的な知識を有する関係者により構成されるいじめの防止等の対策のために組織を置く。学校の取組が計画通り進んでいるかのチェック、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証等をPDCAサイクルで行っていく。
- ・ 組織構成
管理職、生徒指導主任、教育相談係、養護教諭、その他必要に応じた関係者及び外部専門家

【家庭・地域との連携】

(PTA 生活指導部・学校評議委員会・学校関係者評価委員会・民生委員等)

【教育活動の重点】

<全教育活動において>

- ・ 子供の安全・安心を最優先するとともに、善悪を正しく判断し、社会規範を守ろうとする子供の育成を図る。
 - ・ 基本的な生活習慣の形成と健康の保持・増進を図り、健やかな心身を持つ子供の育成を図る。
 - ・ 基礎的・基本的な知識及び技能を身につけさせ、これらを活用して課題を解決するための能力を育み、主体的に学習する態度を養う。
 - ・ 家庭や地域との連携を図り、特色ある教育活動を展開する。
- <子供の主体的な活動>
- ・ 児童会活動の充実
(児童会目標を中心とした自主的な活動を推進させ、学校生活をよりよいものにしていく意欲を高める。)
 - ・ 人権標語等の募集・掲示
(人権標語等を募集し、子供自らいじめは絶対に許されないということを啓発していく。)

【いじめの防止策】

- ・ 教職員は、いじめ問題はどこにでも起こりうるという認識の下、いじめは深刻な人権侵害だということを念頭置き、「いじめは絶対に許さない」「いじめ撲滅のやむを得ない行為」という確固たる意志を表明し、日々の指導に当たる。
- ・ 心が通じ合うコミュニケーション能力を育み、子供が主体的に活動できる、また互いを認め合える授業作りや集団作りを行う。
- ・ 情報モラル教育を推進し、子供のモラルの向上を図り、保護者への啓発にも努める。
- ・ 子供は、「学校は、誰もが平等で安心して生活できる場所である」ということを認識し、いじめ絶対に許されないということを生全教育活動とおして理解する。
- ・ 保護者は、いじめ問題はどこにでも誰にでも起こりうるという認識し、地域社会・学校みんなで子供を育てていくという意識を持つ。また、子供がストレスに適切に対処できるように、日頃から子供の様子をよく観察し、助言したり、温かく見守ったりする。

【いじめの早期発見への対策】

- ・ 教職員は、日頃から子供との信頼関係構築を努め、子供が出すサインを見逃さないようにアンテナを高く保ち、いじめ問題に対し、早い段階での的確な関わりを持つ。
- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、子供が相談しやすい環境を整え、いじめ問題の実態把握に努める。
- ・ 子供は、悩み等がある場合、1人で抱え込まず、相談することや誰かにかまひことではなく誰かに相談するべきだということを理解し、先生や保護者にすぐ相談する。
- ・ 保護者は、日頃から子供の様子を注意深く見守り、子供の変化に気付く努力をする。更に、問題発見時すぐに学校と相談し、学校・地域社会と連携して問題解決に当たる。

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめに対する措置】

- ・ いじめを発見した場合、特定の教職員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応し、被害にあった子供を守り通す。
- ・ 教職員は、事実をよく把握した上で、被害者・加害者の子供の心のケアを行い、再発防止に向けて指導する。
- ・ 重大ないじめ問題と認められる場合は、直ちに専門機関と連携して対応していく。
- ・ 被害にあった子供は、事情や心情の聴取を受け、その子供の状況に応じた継続的な支援を受ける。
- ・ 加害者となった子供は、再発防止に向けて適切な指導を受けるとともに、子供の状況に応じた継続的な指導及び支援を受ける。
- ・ いじめ問題に関係のある学級、そして学校全体では、事実を明らかにした上で、それぞれに応じた聴取や指導、心のケアを受ける。
- ・ 被害者・加害者の家庭は、要望や意見の聴取を受け、事実を理解し、これからの子供の指導・支援で学校・地域社会と連携を図りながら当たる。
- ・ PTA総会を開き、事実を確認し、今後同じことが起こらないようにこれからの対応について話し合う。

いじめ解消の定義

- ① いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月止んでいること
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

【生徒指導体制】

- ・ 心の教育推進委員会（毎月一回、全職員での話合いの場を設ける。)
- ・ 生徒指導主任を中心とした PDCA サイクルの確立（小さなことから報告し合い、いじめの防止、早期発見に努める。)
- ・ 子供が相談しやすい環境作り（特に養護教諭や担任外の職員に相談しても良い環境作りに努める。)
- ・ 職員研修の充実
(年2回以上の研修を設定し、教職員の意識の向上を図る。事例研修や問題点の共通理解、対応策の検討、生徒指導の全校態勢の構築等を行う。)
- ・ 学校ネットパトロール事業検索結果の活用
- ・ SC、SSWとの連携
- ・ 啓発資料の活用
(学級PTA等で資料を提示し、みんなの問題であるという意識を高め、複数の目で子供たちを見守っていくことの大切さを確認する。)